

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大していることに加え、高齢社会問題への対応など、新たな政策課題に直面しており、こうした課題に適切に対応し、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保することはもとより、国と地方自治体が十分な協議を行った上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定することが極めて重要である。

2019年度以降の地方一般財源については、6月に作成される予定の政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針）で方向性が示され、決定される見込みである。財務省は、自治体の基金残高の増加を口実に地方財政余裕論を展開したいきさつがあることを懸念する。国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、本市は現在、地方交付税不交付団体であるが、今後の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、適切な措置を講ずるべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 社会保障、環境対策、地域交通対策、高齢社会対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」による算定により地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保すること。
- 4 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による財政危機やリーマン・ショックを初めとする経済環境変動といった状況下でも、災害対応、住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の節減等に努めながら積み立てたものであり、地方全体の基金残高が増加していることのみをもって、地方財源の圧縮は行わないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 3 月27日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重